127

質 問 第 一 二 七 号平成三十年十二月五日提出

国民健康保険法第二十七条の解釈に関する質問主意書

提出者

日吉

位雄

太

国民健康保険法第二十七条の解釈に関する質問主意書

国保法第二十七条 (組合会の議決事項) では 「次の各号に掲げる事項は、 組合会の議決を経なければなら

ない」と定めている。 また、同条第五号には具体的に「予算をもつて定めるものを除くほか、 組合の負担と

なるべき契約」と明記されている。

よって、以下質問する。

この、 国保法第二十七条第五号に明記されている「予算をもつて定めるもの」とは、予め予算書に事業

計画が有り支出を予定しているものを指すのか。回答を求める。

一同じく同条の 「組合の負担となるべき契約」とは、 事前に予算書に明記されていない事業の支出に伴う

契約を指すのか。回答を求める。

 \equiv 同条第五号で定める内容に反して、予め予算書に定めておらず、新たな組合の負担となるべき契約 **総**

額一千万円を超える)を事前に組合会の議決を経ないで実行した場合は、 国保法第二十七条違反に該当す

るか。明確な回答を求める。

兀 国保法第二十七条第五号に違反する事を行った場合は、どのよう処罰が考えられるか。 回答を求める。